

国立市環境基本計画進捗状況報告書

令和6年度版

国立市 生活環境部 環境政策課

国立市環境基本計画進捗状況報告について

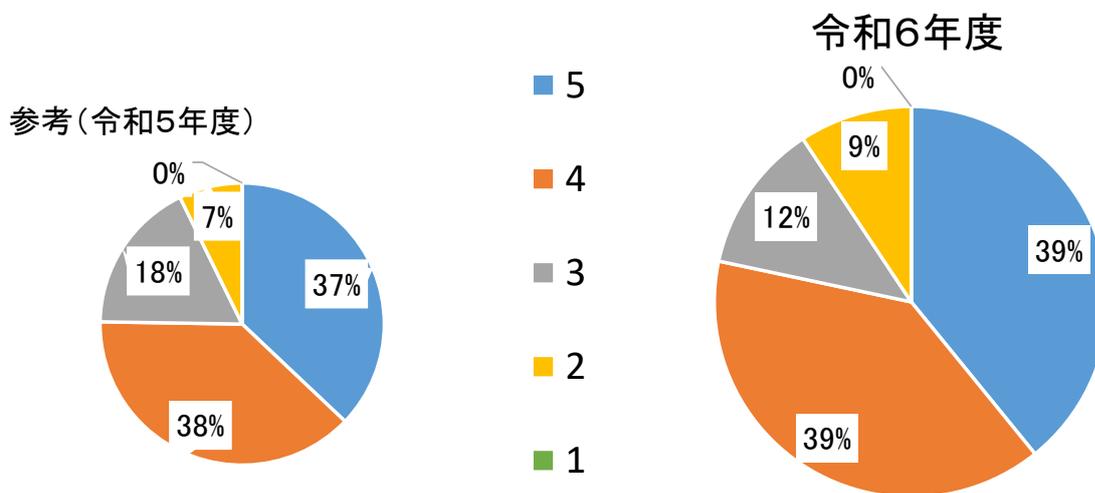
環境基本計画の第5章「計画の推進戦略」における 2「推進体制・進行管理」に基づき、施策の進捗状況を報告します。

報告内容としては、環境基本計画の第4章「実行に向けた取組」及び第5章「計画の推進戦略」に掲げる97項目の《具体的な施策》について、その進捗状況を各施策実施部署の評価を踏まえて評価しました。

評価については、「5」:十分達成した、「4」:7割以上達成した、「3」:5割以上達成した、「2」:5割まで達成できなかった、「1」:未着手、の5段階としました。

評価基準がひとつの施策については、上記の5段階評価した点数をそのままその施策の評価点とし、基準が複数ある施策については、それぞれを5段階評価し、その平均を施策の評価点としています。

その結果、令和5年度の各評価点ごとの割合は、下記のとおりです。



今回調査した97項目のうち、評価5が38項目で全体の39%となりました。また、評価4が38項目(39%)あり、これらを合わせると全体の78%の項目が7割以上達成となりました。

しかしながら、その一方で、評価3が12項目(12%)、評価2が9項目(9%)あり、これらの施策については、取組状況を検証するとともに、目標実現に向けた方策やスケジュールの再確認を行う必要があります。

次ページから分野別に全体指標と評価点の推移を示します。

第4章 自然環境と歴史分野

先人から受け継がれてきた自然環境、歴史・文化についての施策です。市内には、湧水やこれらを源とした矢川、多摩川や府中用水などの水辺、一橋大学や南養寺、青柳崖線、谷保天満宮などのまとまった緑、JR南武線以南に多く見られる農地といった自然資源、また遺跡や歴史的建築物、伝統・文化といった先人が残した掛け替えのない歴史資源が数多く残されています。このような国立市の大切な宝物をこれからたいせつに保全するとともに、将来の世代に伝えていきます。

◆分野の指標

単位：％

国立市はみどりが十分にあるまちだと思う割合(%)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	目標
	53.0	52.6	-	50.5	86.9	60

※指標は分野を代表するものですが、必ずしも分野の全ての施策に直結しているものではありません。

※国立市市民意識調査より引用(令和4年度は設問なし、令和6年度は回答選択肢が変更となった)

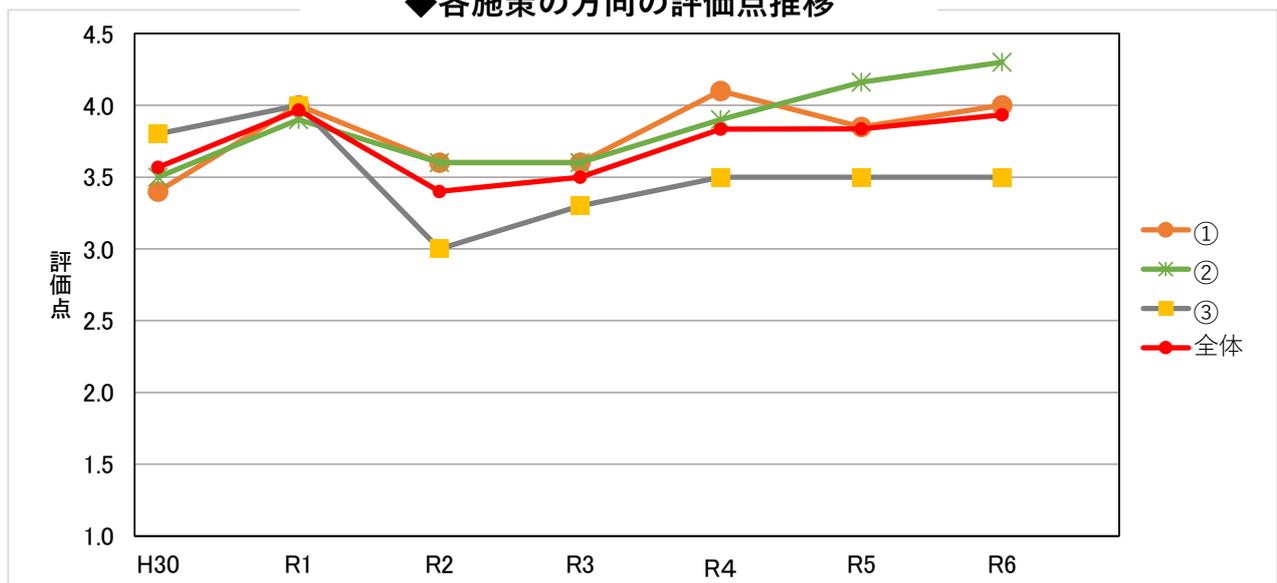
対象項目	施策の方向
河川・水路・湧水	①河川・湧水・用水 水環境を守る
生物多様性 緑地、農地、崖線	②多様な自然環境を守り育てる
歴史的文化的遺産	③地域の歴史・文化を未来に伝える

◆各施策の方向の評価点推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①河川・湧水・用水 水環境を守る	3.4	4.0	3.6	3.6	4.1	3.9	4.0
②多様な自然環境を守り育てる	3.5	3.9	3.6	3.6	3.9	4.2	4.3
③地域の歴史・文化を未来に伝える	3.8	4.0	3.0	3.3	3.5	3.5	3.5
分野全体(各施策の方向の平均)	3.6	4.0	3.4	3.5	3.8	3.8	3.9

※「第4章 実行に向けた取組 進捗状況評価一覧内訳」より

◆各施策の方向の評価点推移



第4章 実行に向けた取組 進捗状況評価一覧内訳

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した 2:5割まで達成できなかった 1:未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由(根拠となる事業など)	評価※	評価の理由(根拠となる事業など)
自然環境と歴史						3.8		3.9	
①河川・湧水・用水 水環境を守る						3.9		4.0	
		1	●水環境保全の重要性について市民への意識啓発の実施	環境政策課	①市報やホームページによる市民への意識啓発の実施。 ②水の懇談会の活動に対するサポートを年2回実施。 ③雨タンの配布を年間10件実施。	3	①国立の水環境等について、市ホームページで啓発を行った。 ②多摩川探検隊を開催、環境フェスタへの参加のサポートを行った。 ③雨タンとはヤクルト本社中央研究所から食品原料を輸送した後の空容器を提供いただき、市民に無償で配布しているもの。令和5年度は在庫が発生しなかったため、市民への配布は行わなかった。	3	①国立の水環境等について、市ホームページで啓発を行った。 ②多摩川探検隊を企画し、環境フェスタへの参加のサポートを行った。なお、多摩川探検隊は悪天候により当日中止となった。 ③雨タンとはヤクルト本社中央研究所から食品原料を輸送した後の空容器を提供いただき、市民に無償で配布しているもの。令和6年度は在庫が発生しなかったため、市民への配布は行わなかった。
		2	●人々に安らぎと潤いを与える親水空間として、ママ下湧水、多摩川や矢川など水辺環境の保全	環境政策課	①ママ下湧水口、水路の護岸維持、しゅんせつ、清掃やハケの樹木の剪定等を行い、公園に訪れる人にとってもそこに住む生物にとっても良好な状態を維持する。 ②多摩川河川敷の草刈り、清掃を行い、良好な状態を維持する。 ③矢川の護岸の維持や草刈り、清掃等を行い、近隣住民や訪れる人、そこに住む生物にとっても良好な状態を維持する。	4	①公園協会の活動に加え、市でも草刈、剪定、清掃などを行い、ママ下湧水公園の維持管理を行った。 ②多摩川河川敷は指定管理者や市でも草刈等の頻度を増やし、おおむね良好な状態であった。 ③自治会で清掃活動等を行った。護岸の維持や草刈は市が行った。	4	①公園協会の活動に加え、市でも草刈、剪定、清掃などを行い、ママ下湧水公園の維持管理を行った。 ②多摩川河川敷は指定管理者や市でも草刈等の頻度を増やし、おおむね良好な状態であった。 ③自治会で清掃活動等を行った。護岸の維持や草刈は市が行った。
		3	●市民参加による河川・水路(用水路)の維持管理活動などの環境・仕組みづくり	環境政策課	市民参加による河川・水路(用水路)維持管理活動などの環境整備や仕組みをつくる。	3	自治会による市民参加の清掃活動を定期的に行っている。	4	自治会による市民参加の清掃活動を定期的に行っている。
				南部地域まちづくり課	教育委員会と協力し、小学校児童稲作体験学習会などを実施する。	4	市内公立小学校8校の小学5年生を対象に稲作体験学習会を実施した。 ・台風2号の影響で、多摩川導入路の一部が決壊したことで、取水が例年どおりできず、児童による田植え作業は中止となった。 ・稲刈りの実施。市内公立小学校8校の5年生児童550名が参加。 ・農業委員による授業訪問(ゲストスピーカー):8回実施 ・農業委員による授業訪問(児童発表):1回実施	4	市内公立小学校8校の小学5年生を対象に稲作体験学習会を実施した。 ・予備日を含め雨天の影響で、児童による田植え作業は中止となった。 ・稲刈りの実施。市内公立小学校8校の5年生児童528名が参加。 ・農業委員による授業訪問(ゲストスピーカー):8回実施
		4	●河川・水路(用水路)を活用した生き物観察会など、自然にふれあえる機会の提供	環境政策課	①多摩川を活用して市民が自然にふれあえる機会をつくる。 ②矢川を活用して市民が自然にふれあえる機会をつくる。 ③水路(用水路)を活用して市民が自然にふれあえる機会をつくる。	4	多摩川漁業協同組合の協力を得て、水の懇談会と共催で多摩川探検隊を実施した。親子31名が参加した。	4	矢川や府中用水において、市民が自然と触れ合う機会を創出する為、草刈りの実施や護岸の修繕等の維持管理を行なった。
				南部地域まちづくり課	教育委員会と協力し、小学校児童稲作体験学習会などを実施する。また城山さとのいえにて事業を実施する。	5	農業委員会による稲作体験学習会を実施した。また、城山さとのいえ事業として、稲作体験イベント(延べ参加人数42名)や、用水・生き物の観察と米づくりの文化を学ぶウォーキングイベントを実施した。	5	農業委員会による稲作体験学習会を実施した。また、城山さとのいえ事業として、稲作体験イベント(延べ参加人数148名)や、用水・生き物の観察と米づくりの文化を学ぶウォーキングイベントを実施した。
		5	●河川改修時に生態系に配慮した護岸や親水空間、散策道等の整備	環境政策課	①多摩川の生態系に配慮した護岸や親水空間、散策道等の整備を行う。 ②矢川の生態系に配慮した護岸や親水空間、散策道等の整備を行う。 ③水路(用水路)の生態系に配慮した護岸や親水空間、散策道等の整備を行う。	4	①多摩川では護岸整備等を伴う河川改修工事はなかった。河川管理者である国との情報交換、連携を進める。 ②矢川における外来植物の除去を行った。 ③用水路内の外来植物の除去を行うとともに、沿道の草刈りを行い、親しみやすい状態の維持に努めた。また、市民の協力を得ながら、ヤクルト北側の水路沿いの手入を行った。	4	①多摩川では護岸整備等を伴う河川改修工事はなかった。河川管理者である国との情報交換、連携を進める。 ②矢川における外来植物の除去を行った。 ③用水路内の外来植物の除去を行うとともに、沿道の草刈りを行い、親しみやすい状態の維持に努めた。また、市民の協力を得ながら、ヤクルト北側の水路沿いの手入を行った。

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
			②多様な自然環境を守り育てる			4.2		4.3	
		6	●民有地崖線の管理支援	環境政策課	①民有地崖線の維持管理に対する経済的支援を行う。 ②民有地崖線の維持管理に対する労力提供等を行う。	4	①②緑化推進条例に基づいて指定した保存樹木の維持管理費として、枝おろしにかかった費用の一部を助成しており、令和5年度は5本分の申請があった。また、無償使用貸借している民有地崖線の剪定等手入れを行った。令和元年度に策定した「崖線樹林地の今後の基本的な方針」に基づき、寄付を前提とした使用貸借契約を2件締結した。	4	①②緑化推進条例に基づいて指定した保存樹木の維持管理費として、枝おろしにかかった費用の一部を助成しており、令和6年度は6本分の申請があった。また、無償使用貸借している民有地崖線の剪定等手入れを行った。
		7	●市民の崖線の貴重さに対する認識を深め、協働による保全推進	環境政策課	①多摩川由来の崖線を有する8市及び東京都で構成する「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」に継続参加し、普及啓発に努める。 ②市として崖線の貴重さをPRしていく中で市民協働の体制を整備していく。	3	①各市の現状について情報共有を行ったが、協議会として普及啓発事業は実施していない。 ②ホームページで崖線の自然環境の貴重性について取りまとめている。崖線の植生保全について、公園協力会であるママ下湧水公園の会の協力を得ながら、検討を行っている。	3	①各市の現状について情報共有を行ったが、協議会として普及啓発事業は実施していない。 ②ホームページで崖線の自然環境の貴重性について取りまとめている。崖線の植生保全について、公園協力会であるママ下湧水公園の会の協力を得ながら、検討を行っている。
		8	●緑地保全地区指定の推進	環境政策課	緑の基本計画に掲げられた箇所を地域制緑地（特別緑地保全地区等）として指定していく。	3	土地所有者の意向も必要で難しい状況がある。ただし、崖線については令和元年度に策定した「崖線樹林地の今後の基本的な方針」に基づき、寄付を前提とした使用貸借契約を2件締結した。	4	土地所有者の意向も必要で難しい状況がある。ただし、崖線については令和元年度に策定した「崖線樹林地の今後の基本的な方針」に基づき、寄付を前提とした使用貸借契約を進めている。また、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき矢川周辺の農地を含めた良好な自然環境に基づいて「矢川おんだし里山保全地域」として指定された。
		9	●認定農業者の取組支援など環境保全型農業の推進支援	南部地域まちづくり課	①市内の認定農業者を増やす（R9までに30名）。 ②認定農業者への支援制度を実施する。	5	・市内の認定農業者27名（24経営体）に対して、各種支援を講じた。そのうち、補助金事業については、「国立市認定農業者支援事業」として、24経営体に対して計3,836,000円を交付した。 ・認定新規就農者1名を認定した。	5	市内の認定農業者27名（24経営体）に対して、各種支援を講じた。そのうち、補助金事業については、「国立市認定農業者支援事業」として、24経営体に対して計4,361,000円を交付した。
		10	●水路の整備・維持や不法投棄の防止など営農環境の整備	環境政策課	水路の草刈り等の維持管理を常時行い、不法投棄しにくい状況をつくる。	4	水路の草刈り、清掃等の維持管理を行った。	4	水路の草刈り、清掃等の維持管理を行った。
				南部地域まちづくり課	H25に設置した府中用水散策用案内板を活用し、用水に対する理解と知識を深める。	5	案内板の維持を継続したほか、城山さとのいえ事業として、用水・生き物の観察と米づくりの文化を学ぶウォーキングイベントを実施した。	5	・案内板の維持を継続したほか、城山さとのいえ事業として、用水・生き物の観察と米づくりの文化を学ぶウォーキングイベントを実施した。 ・府中用水土地改良区・環境政策課と連携し、水路構造物の改修を進めた。

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
		11	●担い手育成、直売所整備など営農支援事業の推進	南部地域 まちづくり課	①市内の認定農業者を増やす（R9までに30名）。 ②認定農業者への支援制度を実施する。	5	・市内の認定農業者27名（24経営体）に対して、各種支援を講じた。そのうち、補助金事業については、「国立市認定農業者支援事業」として、24経営体に対して計3,836,000円を交付した。 ・認定新規就農者1名を認定した。	5	・市内の認定農業者27名（24経営体）に対して、各種支援を講じた。そのうち、補助金事業については、「国立市認定農業者支援事業」として、24経営体に対して計4,361,000円を交付した。
		12	●農の風景育成地区の指定など、農地の保全・維持に向けた取組の推進	南部地域 まちづくり課	①市の農業・農地を将来に渡って保全していくため農業者と協議、検討していく。 ②谷保の原風景を保全するための基金事業を活用して農地保全を推進する。	5	市施策の進捗や営農上の課題について、市内農業者と市長を交えて勉強会を1回開催した。また、農業委員会主催の若手農業者との意見交換会を1回開催した。 都補助金を活用して買い上げた城山公園南側の農地については、体験農園用地（公園用地）として管理運営しており、通年での野菜づくりや稲作体験といった市民イベントを実施しながら、谷保の原風景保全にも寄与している。	3	・例年実施している勉強会についての在り方を新しい市長へと変更になったことに伴い、農業者と市長と共に意見交換を進めた。そのため、正式な場としての勉強会は実施しなかったものの、令和7年度に向けた意見交換は実施できた。 ・都補助金を活用して買い上げた城山公園南側の農地については、体験農園用地（公園用地）として管理運営しており、通年での野菜づくりや稲作体験といった市民イベントを実施しながら、谷保の原風景保全にも寄与している。
		13	●農業ボランティア、市民農園の拡大、体験農園などによる農業に携わる機会創出	南部地域 まちづくり課	①体験農園の開設を支援する。 ②城山さとのいえ事業を推進する。	5	①新規開設なし。市内の体験農園マップを配布した。 ②野菜収穫等のイベントを62回開催した。 ③農業者と市民との交流・協力体制づくりのため、東京都農林水産振興財団の事業（東京の青空塾）とも連携して、市内農業者と援農ボランティア養成研修を開催した。 援農ボランティア受入れ農業者数：6名 援農ボランティア養成研修（地域研修）開催回数：144名（延べ参加人数543名） 援農ボランティア認定者数：10名（累計51名）	5	①公開型GISの導入による市内の体験農園マップを公開した。 ②野菜収穫等のイベントを61回開催した。 ③農業者と市民との交流・協力体制づくりのため、東京都農林水産振興財団の事業（東京の青空塾）とも連携して、市内農業者と援農ボランティア養成研修を開催した。 援農ボランティア受入れ農業者数：8名 援農ボランティア養成研修（地域研修）開催回数：122名（延べ参加人数606名） 援農ボランティア認定者数：19名（累計69名） ④城山さとのいえが開園10周年を迎えたことに伴う記念イベントを開催した。（来場者数約110名）
		14	●くにたち野菜としてのブランド化推進および地産地消推進による地域農業の振興	南部地域 まちづくり課	くにたち野菜月間事業を実施する。	5	農業者有志による任意団体「くにたちマルシェ会」が中心となって、農産物販売を中心としたマーケットイベント「くにたちマルシェ」を27回開催した。また「くにたちマルシェ2023」として、大規模なマルシェイベントを開催した。	5	農業者有志による任意団体「くにたちマルシェ会」が中心となって、農産物販売を中心としたマーケットイベント「くにたちマルシェ」を25回開催した。また「くにたちマルシェ2024」として、大規模なマルシェイベントを開催した。
		15	●市内の生物多様性について現状を把握するとともに国や都との共同による計画的な保全の推進	環境 政策課	①市内の生物多様性の現状を調査・把握する。 ②広域的な視点を持った地域戦略を策定する。	3	緑の基本計画改定に併せ、生物多様性地域戦略策定のための基礎資料を得るため、市内の動植物の生息状況等について調査を行った。	4	緑の基本計画改定に併せ、生物多様性地域戦略策定のための基礎資料を得るため、市内の動植物の生息状況等について調査を行った。 緑の基本計画改定に併せ、生物多様性地域戦略を策定した市民ワークショップ等により、市民の意見を取り入れた。
		16	●市民、事業者の生物多様性の保全に対する意識の啓発	環境 政策課	①広域的な視点を持った地域戦略を策定する。 ②市民、事業者への意識啓発を実施する。	3	緑の基本計画改定に併せ、生物多様性地域戦略策定のための基礎資料を得るため、市内の動植物の生息状況等について調査を行った。 市内の動植物生息状況把握に当たっては、生物多様性保全に係る啓発を兼ねた市民参加型の調査を実施した。	4	緑の基本計画改定に併せ、生物多様性地域戦略を策定した市民ワークショップ等により、市民の意見を取り入れた。 市内の動植物生息状況把握に当たり、生物多様性保全に係る啓発を兼ねた市民参加型の調査を実施した。

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
			③地域の歴史・文化を未来に伝える			3.5		3.5	
		17	●市内の指定・登録文化財や市所有の文化財を、市民の財産として保存	生涯学習課	1年間に2件程度文化財を指定・登録する。	2	令和5年度の新規指定・登録はなかった。	2	令和6年度の新規指定・登録はなかった。
		18	●貴重な伝統民俗芸能を保存、継承できるように支援	生涯学習課	市指定無形民俗文化財の支援を行う。	4	市指定無形民俗文化財である谷保天満宮獅子舞の伝承を絶やさないため、谷保天満宮獅子舞保存会に対し、活動費等の助成を行った。	4	市指定無形民俗文化財である谷保天満宮獅子舞の伝承を絶やさないため、谷保天満宮獅子舞保存会に対し、活動費等の助成を行った。
		19	●くにたち郷土文化館を中心に市内歴史資源の情報発信・活用を推進	生涯学習課	郷土文化館において、市内歴史資源を活用した事業を実施する。	4	くにたち郷土文化館にて、国立市内の小学校の歴史について紹介する企画展示「くにたちの小学校」や昔の暮らしで使われてきた民具を展示する「むかしのくらし展」を開催し、市内歴史資料の情報発信・活用に努めた。	4	くにたち郷土文化館にて、国立市の石彫家を紹介する企画展示「石を彫る くにたちの彫刻家關敏の仕事」や、昔の暮らしで使われてきた民具を展示する「むかしのくらし展」を開催し、市内歴史資料の情報発信・活用に努めた。
		20	●くにたち郷土文化館や古民家などを利用した伝統行事、年中行事を実施・継承	生涯学習課	郷土文化館と古民家で伝統行事・年中行事に関する事業を実施する。	4	くにたち郷土文化館や古民家では、五月人形・鯉のぼり飾り、十五夜だんご作り、節分の豆まき、ひな人形飾りなどを実施した。	4	くにたち郷土文化館や古民家では、五月人形・鯉のぼり飾り、十五夜だんご作り、節分の豆まき、ひな人形飾りなどを実施した。

第4章 都市環境分野

良好な街並み景観や市街地の緑づくり、コンパクトな市域をいかした交通など、都市環境についての施策です。

大学通りに代表される緑豊かな美しい街並み景観や緑地は、市民の誇りであるとともに市民や訪れる人々に潤いを与えてくれます。また、起伏が少なくコンパクトな国立市は、自動車に過度に頼らない、環境にやさしいまちとして高いポテンシャルを持っています。このような他の地域にはない特性を生かしていくことで、魅力的な地域づくりを進めていきます。

◆分野の指標

単位：％

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	目標	
①福祉的な交通施策に満足している市民の割合(%)							
②公共交通が便利であると回答した市民の割合(%)	①	62.4	56.1	-	58.5	58.8	80
	②	62.5	66.9	-	65.5	64.5	80

※指標は分野を代表するものですが、必ずしも分野の全ての施策に直結しているものではありません

※国立市市民意識調査より引用(令和4年度は設問なし)

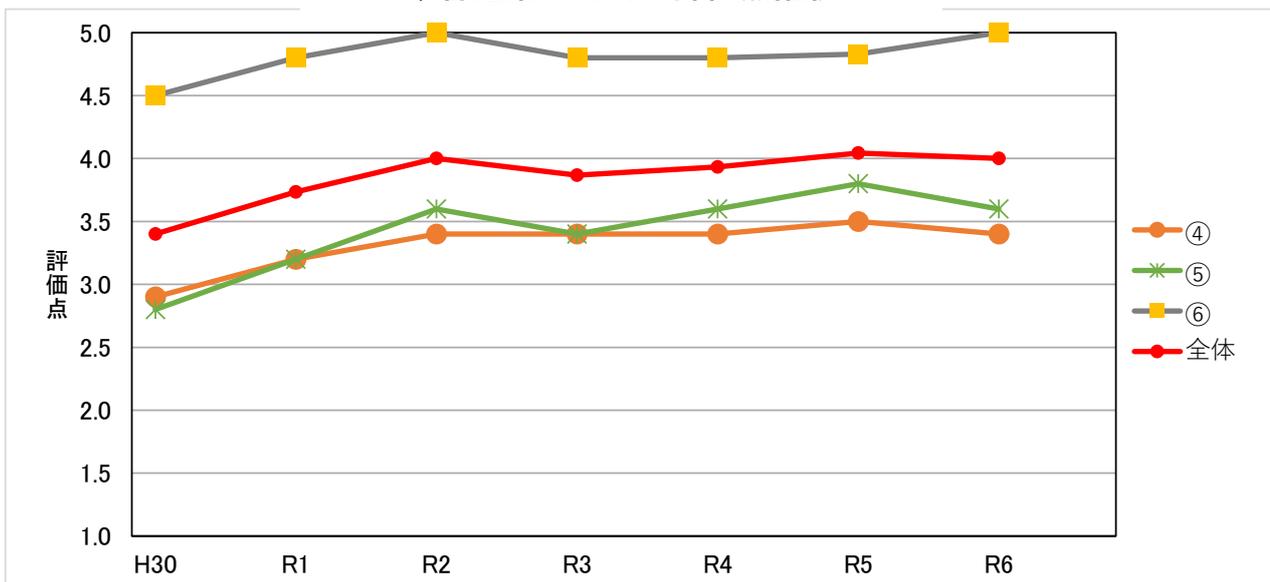
対象項目	施策の方向
景観	④誇らしい景観を守り、未来につなげる
緑化	⑤まちなかの緑を増やす
交通	⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む

◆各施策の方向の評価点推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
④誇らしい景観を守り、未来につなげる	2.9	3.2	3.4	3.4	3.4	3.5	3.4
⑤まちなかの緑を増やす	2.8	3.2	3.6	3.4	3.6	3.8	3.6
⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む	4.5	4.8	5.0	4.8	4.8	4.8	5.0
分野全体(各施策の方向の平均)	3.4	3.7	4.0	3.9	3.9	4.0	4.0

※「第4章 実行に向けた取組 進捗状況評価一覧内訳」より

◆各施策の方向の評価点推移



第4章 実行に向けた取組 進捗状況評価一覧内訳

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した 2:5割まで達成できなかった 1:未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由(根拠となる事業など)	評価※	評価の理由(根拠となる事業など)
都市環境分野						4.0		4.0	
④誇らしい景観を守り、未来につなげる						3.5		3.4	
		21	●景観法に基づく景観計画・景観条例の策定	都市計画課	①景観行政団体への移行の取組み ②東京都と協議を行い、同意を得る。	3	平成10年3月に地方自治法に基づく都市景観形成条例を制定し、景観行政を実施しており、平成16年6月に制定された景観法に基づく景観計画・景観条例の策定及び景観行政団体への移行についての考えはない。	3	平成10年3月に地方自治法に基づく都市景観形成条例を制定し、景観行政を実施しており、平成16年6月に制定された景観法に基づく景観計画・景観条例の策定及び景観行政団体への移行についての考えはない。
		22	●まちづくり条例の策定	都市計画課	①まちづくり条例の制定に向けての取組み ②まちづくり条例に基づく開発事業の手続き及び地区まちづくり計画の策定に向けた取組み	5	①H28年10月に策定済み。 ②R5年度は24件の手続きを行い、18件で事業者と協定を締結した。まちづくり審議会4回開催。	5	①H28年10月に策定済み。 ②R6年度は11件の手続きを行い、22件で事業者と協定を締結した。まちづくり審議会2回開催。
		23	●都市景観形成重点地区の指定による景観の保全、向上、創出	都市計画課	①都市景観形成重点地区候補地となっている2地区(大学通り商業・業務地区、青柳崖線地区)の指定に向けた取組 ②都市景観形成重点地区に指定している2地区において届出による重点地区景観基準への適合確認。そのことによる景観の保全等	4	①大学通り商業・業務地区の地権者に対して景観づくりに関するアンケートを実施した。 ②国立市都市景観形成条例の重点地区でR5年度は手続きが4件あり、景観形成協議会の役員と景観基準の適合確認を行った。	2	①大学通り商業・業務地区の地権者に対する景観づくりに関するアンケート結果を地区内商店会長に報告した。 ②国立市都市景観形成条例の重点地区での届出は生じなかった。
		24	●大規模開発行為などに対する都市景観形成の誘導実施	都市計画課	国立市都市景観形成条例に基づく大規模行為届出された内容の大規模行為景観形成基準への適合確認し、都市景観形成の推進を図る。	5	国立市都市景観形成条例により、R5年度は18件の手続きを行い、都市景観形成の推進を図っている。	5	国立市都市景観形成条例により、R6年度は13件の手続きを行い、都市景観形成の推進を図っている。

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
		25	●重要景観資源の指定の推進	都市計画課	国立らしさを構成する重要な要素となっているものを重要景観資源として指定することによって、優れた景観資源を明らかにし、残していくとともに、都市景観形成の推進を図る。	2	公共施設の新規事業はなかったため、景観デザイン協議は実施していない。重要景観資源については、指定候補の旧国立駅舎及び旧本田家住宅が整備中のため、事業完了後に検討を行う。	2	公共施設の新規事業はなかったため、景観デザイン協議は実施していない。重要景観資源についての検討は今後の課題である。
		26	●雑木林、屋敷林、歴史文化資源周辺など伝統的な風景を保全	都市計画課	大規模景観形成基準において、既存樹木を保全活用した建物の配置計画となるよう指導する。	4	国立市都市景観形成条例において、既存樹木の保全等について指導・助言を行っており、大規模な計画については既存樹木の活用を計画の中に取り入れていただいている。	4	国立市都市景観形成条例において、既存樹木の保全等について指導・助言を行っており、大規模な計画については既存樹木がある場合はその活用を計画の中に取り入れていただいている。
	生涯学習課			歴史文化資源周辺など伝統的な風景を保全するため、樹木の剪定の際は届出を受け、チェックを行う。	4	都指定文化財である谷保天満宮の社叢を守るため、剪定の際は届出を提出してもらい、立ち会うこととしている。	5	都指定文化財である谷保天満宮の社叢を守るため、東京都と樹木医による社叢調査を行い、調査結果に基づいて腐朽した樹木の伐採等の保護を実施した。また剪定の際は現状変更の届出を提出してもらい、立ち会うこととしている。	
	環境政策課			①数少ない雑木林、屋敷林、歴史的景観を再生するために二次林を構成する樹種による緑化を推進していく。 ②民有地等の保存すべき樹木を指定し、保存に係る費用の一部を助成する。	4	①過年度に実施した旧本多家住宅周辺敷地内における「樹木外観及び精密診断調査委託」「樹木健全性調査委託」「植物希少性調査委託」の結果を基に、旧本田家における植生保全が推進されている。 ②枝おろし補助5本、指定本数126本	4	①過年度に実施した旧本多家住宅周辺敷地内における「樹木外観及び精密診断調査委託」「樹木健全性調査委託」「植物希少性調査委託」の結果を基に、旧本田家における植生保全が推進されている。 ②枝おろし補助5本、指定本数121本	
		27	●景観形成活動団体の認定と支援、顕彰制度創設等による市民参画の景観づくり推進	都市計画課	まちづくり・景観づくりに積極的に取り組み景観形成の模範となった個人・団体等の顕彰、貢献している団体の景観形成市民団体の認定を行う。	2	新しい取り組みは実施していないが、大学通り緑地帯に設置している重点地区の案内看板をもって、景観づくり推進の考え方を周知している。	2	新しい取り組みは実施していないが、大学通り緑地帯に設置している重点地区の案内看板をもって、景観づくり推進の考え方を周知している。なお、大学通り学園・住宅地区と大学通り公共空間地区においては届出にあたり基準を確認するなど同地区の協議会と連携を図っている。

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
		28	●学校や地域における、まちづくり・景観教育の実施	都市計画課	景観を大切にすることを育てるため、学校や地域において、景観を見たり考えたりする機会を設ける。	2	新しい取り組みは実施していないが、わくわく塾において講座を設けている。	2	新しい取り組みは実施していないが、わくわく塾において講座を設けている。
				教育指導支援課	①地域学習、農業体験等、児童・生徒の学年に応じた、まちづくり・景観教育を実施することができたか。 ②まちづくり・景観教育を受けた児童・生徒の割合 ③まちづくり・景観学習をとおして、子どもたちが、まちづくりや景観について、自ら学び考える力を身につけることができたか。 ④地域団体や地域の人材を活用することができたか。	4	昨年度に引き続き地域における、まちづくり・景観教育の推進に努めた。 ①小中学校のカリキュラムの中で、地域学習、農業体験等を実施している。 ②全ての児童・生徒が何らかのまちづくり・景観教育を受けることができている。 ③まちづくり・景観学習をとおして、地域への愛着をもち自ら学び考える力を身につけた児童・生徒が増えている。また、SDGsと関連させ、考える児童生徒が増えてきている。 ④学習内容に応じて、地域団体や地域人材を有効に活用している。さらに、地域人材の開拓や連携の余地はある。	4	令和6年度も同様にまちづくり・景観教育の推進に努めた。 ①小中学校のカリキュラムの中で、地域学習、農業体験等を実施している。 ②全ての児童・生徒がまちづくり・景観教育を受けることができている。 ③まちづくり・景観学習をとおして、地域への愛着をもち自ら学び考える力を身につけている。また、どの学校もSDGsと関連させ、考える場面を設定したことで、自ら学び考える児童生徒が増えてきている。 ④学習内容に応じて、地域団体や地域人材を有効に活用している。さらに、地域人材の開拓や連携の余地はある。
		29	●一般市民を対象とした勉強会、講習会などの開催	都市計画課	多くの市民に積極的に景観形成に参加・協力してもらうため、わくわく塾にたち等を活用し啓発活動を行う。	3	市民からの問い合わせがあれば、わくわく塾の案内を行っているが、わくわく塾開催の要望はなかった。	3	市民からの問い合わせがあれば、わくわく塾の案内を行っているが、わくわく塾開催の要望はなかった。

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
⑤まちなかの緑を増やす						3.8		3.6	
		30	●民有地の緑化推進に向けた、生垣導入支援、屋上・壁面緑化の情報提供などの実施	環境政策課	①市報、ホームページ等で生垣助成、屋上・壁面緑化推進に向けた啓発を実施していく。 ②生垣助成制度を継続的に実施する。 ③民有地の安全緑化を推進するための講習会を開催する。	4	①引き続き、ホームページ等で啓発活動を実施した。 ②生垣助成は相談が3件あったが、助成には至らなかった。 ③市民向けの講習会である「くにたち緑のサポーター養成塾」の中で、緑化の重要性等に係る講座を動画にて配信した。	4	①引き続き、ホームページ等で啓発活動を実施した。 ②生垣助成は相談が3件あったが、助成には至らなかった。 ③市民向けの講習会である「くにたち緑のサポーター養成塾」の中で、緑化の重要性等に係る講座を動画にて引き続き配信した。
		31	●緑化推進に向けた広報、パンフレットなどによる意識啓発	環境政策課	①市内の緑化推進に向けて、市報やパンフレットを作成し、市民の意識啓発を行う。 ②市民の意識啓発のためのイベントを行う。	3	①生垣助成に関するパンフレットを更新し、配布した。 ②市内における極相種であるコナラやシラカシなど、どんぐりを付ける樹木をテーマにした啓発活動を引き続き実施したほか、市民への意識啓発を兼ねた生き物調査を実施した。	4	①生垣助成に関するパンフレットを活用し、広報を行った。 ②果樹の剪定等や土壌改良をテーマとした環境学習会を1回実施したほか、市民への意識啓発を兼ねた生き物調査を実施した。
		32	●公園・緑地の整備推進	環境政策課	①土地区画整理事業等を活用した公園・緑地の整備を実施していく。 ②崖線等の民有地の緑地の公有地化や無償使用貸借契約を行い保全する。	4	①R5は実績なし。 ②令和元年度に策定した「崖線樹林地の今後の基本的な方針」に基づき、寄付を前提とした使用貸借契約を2件締結した。	2	①R6は実績なし。 ②相談があったもののR6は実績なし。
		33	●公共施設の緑化の推進	環境政策課	公共施設内の花壇整備や生垣、屋上・壁面緑化等の整備を実施していく。	4	市内25の公園等において、公園協力をはじめとした市民の協力を得て花壇整備を実施したほか、大学通り緑地帯においては、夏と冬に1年草の花壇整備を市民の協力を得ながら行った。	4	市内25の公園等において、公園協力をはじめとした市民の協力を得て花壇整備を実施したほか、大学通り緑地帯においては、夏と冬に1年草の花壇整備を市民の協力を得ながら行った。
		34	●緑地や街路樹整備時の連続性の確保による花と緑のネットワークの形成	道路交通課	①都市計画道路や街路樹が整備されていない広幅員道路等の整備時に道路緑化を実施していく。 ②狭隘(きょうあい)な私道等の緑化を実施していく。	4	①令和5年度に実施するさくら通りの桜植替えを計画どおり実施した。 ②当年度は案件無し。	4	令和6年度に実施するさくら通りの桜植替えを計画どおり実施した。

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む						4.8		5.0	
		35	●(仮称)地域交通計画の策定	道路交通課	地域交通計画の策定及び推進管理。	5	①地域公共交通計画を策定することに変更することを決定した。 ②コミュニティサイクルの駐輪ポートを増設。 ③コミュニティサイクルについて、多摩7市合同の利用促進キャンペーンを実施した。	5	①地域公共交通計画を策定に向け、地域公共交通活性化協議会等設置条例を制定した。 ②コミュニティサイクルの駐輪ポートを2カ所増設。既存の駐輪ポート6カ所で利用可能台数を増やした。 ③コミュニティサイクルについて、多摩8市合同の利用促進キャンペーンを実施した。
		36	●快適な歩行環境の整備	道路交通課	H25から、さくら通り改修事業により、快適な歩行環境の整備を進める(全延長約1,850m)。	5	第6工区の自転車道の整備に併せて舗装も工事し、完成した。	5	第6工区の自転車道の整備に併せて舗装も工事し、完成した。
		37	●自転車利用の利便性・安全性の向上による自転車利用の促進	道路交通課	①さくら通りの改修工事に伴い自転車道を整備する。 ②自転車ナビマークを整備する。 ③自転車ネットワーク計画を作成し、利便性・安全性の向上を図る。	5	①第6工区の自転車道が完成した。 ②③国立市自転車安全利用促進計画に基づき、学園通り等に自転車ナビマークを設置した。	5	①第6工区の自転車道が完成した。 ②③国立市自転車安全利用促進計画に基づき、自転車ナビマークを設置した。
		38	●既存自転車駐車場について、利便性向上に向けて見直すとともに新たな自転車駐車場を整備拡充	道路交通課	国立駅南第1自転車駐車場整備する。	5	①障がいのある方や怪我をされた方が優先的に駐車できる思いやりスペースを随時整備している。 ②子ども乗せ自転車等、ラックに駐車するのが困難な大型自転車の専用駐車スペースを随時拡大している。	5	①障がいのある方や怪我をされた方が優先的に駐車できる思いやりスペースを随時整備し利用者の状況に応じた利用案内を行った。 ②国立駅南第1・2自転車駐車場で子ども乗せ自転車等、ラックに駐車するのが困難な大型自転車の専用駐車スペースを拡大した。

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
		39	●自転車の利用マナー向上、放置自転車対策の推進	道路 交通課	①全小学校を対象とした自転車安全利用講習会を実施する。 ②中学校を対象としたスクエアード・ストレート教育技法による交通安全教室を実施する。 ③その他交通安全事業を実施する。 ④放置自転車の移送及び啓発を実施する。	4	①自転車安全利用講習会を全小学校にて実施した。 ②スクエアード・ストレート教育技法による交通安全教室を第2中学校にて実施した。 ③LINKくにたち等、イベントでも交通安全事業を行った。 ④夜間撤去も実施しながら啓発を行ったが、3駅周辺の放置自転車撤去台数が前年に対し38台増加。	5	①自転車安全利用講習会を全小学校にて実施した。 ②スクエアード・ストレート教育技法による交通安全教室を第一中学校にて実施した。 ③防災フェスタにて交通安全教室を行った。 ④3駅周辺の放置自転車撤去台数が前年に対し16台増加。保管場所の移設（泉⇒北）により、自転車の移送がしやすくなり、国立駅周辺の見回りが強化された。
		40	●コミュニティバスを含む公共交通の利用推進	道路 交通課	①コミュニティバス運行事業の改善の検討及び実施する。 ②コミュニティワゴン試行運行の評価・今後の方針を検討する。 ③福祉的な交通の方向性について検討する。	5	①依然として車両の老朽化が著しい。昨年抜本的な対応を図っていったん解消した運行時に白煙が出るという事象（J34号車）が夏に再発した。エアコン使用によるエンジン負荷増大が原因ではないかと運行事業者から報告があった。利用者数は概ねコロナ禍前の数字に回復した。 ②停留所標柱に停留所番号を追加して利用者の利便性向上を図った。利用者数は概ねコロナ禍前の数字に回復した。 ③パンフレットを随時更新した。タブロイド判の広報誌（福祉交通通信）を1回発行し市報とあわせて全戸配布し様々な福祉交通の紹介と申込方法の周知を図った。	5	①国立市、立川市、国分寺市の3市で老朽化した共有の予備車の入れ替えを行った。 ②くにつこの運賃改定に合わせて運賃改定を行った。 ③事業者で統一した価格設定やサービスを廃止し、自由な価格設定やサービスを行うこととした。

第4章 生活環境分野

事業活動や日常生活にともなう公害など安心・安全に関連する環境についての施策です。大気汚染や水質汚濁、騒音問題など、私たちの身近には、快適な暮らしを妨げるさまざまな環境問題が存在しています。また、近年注目されている放射性物質や有害化学物質といった市民が不安を感じている問題などにも対応が求められています。このため、身近な生活環境における安心・安全をこれからも守っていきます。

◆分野の指標

単位：％

大気や水質など各種環境調査の環境基準達成率(%)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	目標
	97.3	97.3	96.5	95.7	92.0	100

※指標は分野を代表するものですが、必ずしも分野の全ての施策に直結しているものではありません

※マネジメントシートより引用

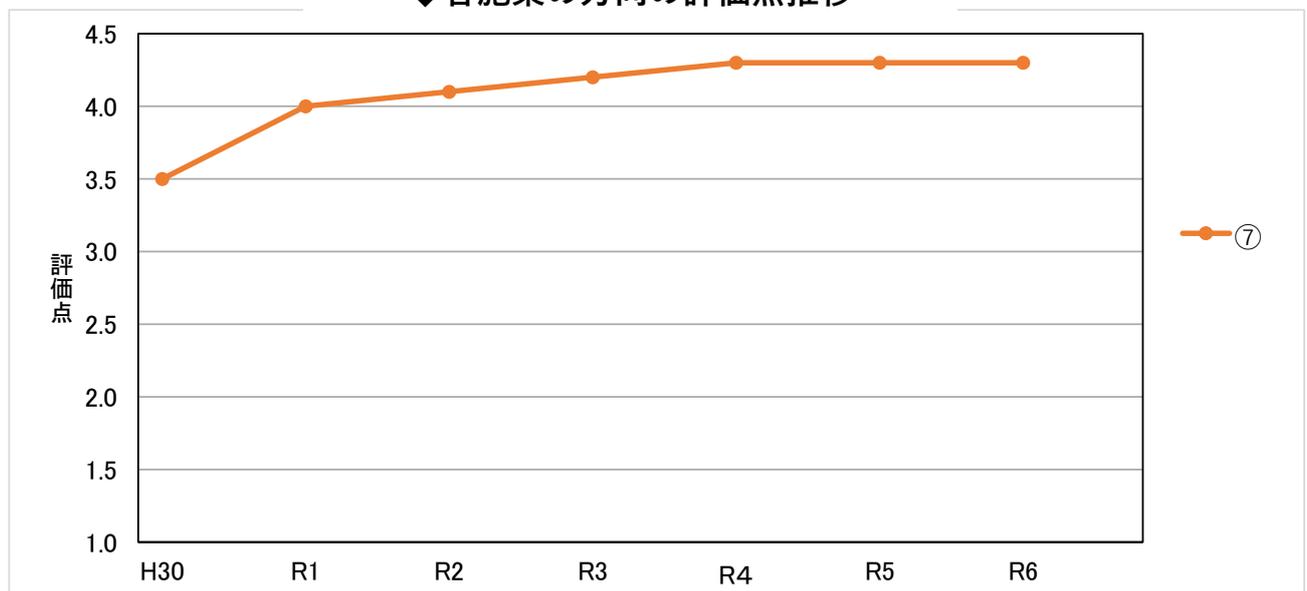
対象項目	施策の方向
大気、水質、土壌・地下水、騒音・振動、臭気、電磁波、低周波音、放射性物質	⑦安心・安全な環境を守る

◆各施策の方向の評価点推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
⑦安心・安全な環境を守る	3.5	4.0	4.1	4.2	4.3	4.3	4.3

※「第4章 実行に向けた取組 進捗状況評価一覧内訳」より

◆各施策の方向の評価点推移



※施策が1つしかないため分野全体の推移は省略

第4章 実行に向けた取組 進捗状況評価一覧内訳

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した 2:5割まで達成できなかった 1:未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由(根拠となる事業など)	評価※	評価の理由(根拠となる事業など)
生活環境						4.3		4.3	
⑦安心・安全な環境を守る						4.3		4.3	
		41	●事業所排出ガスによる大気汚染防止に向けた監視・指導	環境政策課	①市内一般大気中の汚染物質調査の実施。 ②市内南部地域廃棄物焼却処理工場のばい煙分析調査の実施。もし基準超過した場合、指導する。 ③新規事業所への適切な指導。	5	①平成11年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定されたことを受け、国立市も一般大気ダイオキシン類調査を実施してきたが、環境基準を超えたことは一度もなく、最近では環境基準を大幅に下回った数値で推移している。そのため、令和4年度以降の調査は取りやめることとした。 ②市内2か所の産廃焼却施設から排出されるばい煙を調査した。基準超過は無し。 ③新規事業所の申請は無し。	5	①平成11年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定されたことを受け、国立市も一般大気ダイオキシン類調査を実施してきたが、環境基準を超えたことは一度もなく、最近では環境基準を大幅に下回った数値で推移している。そのため、令和4年度以降の調査は取りやめることとした。 ②平成6年度より事業を実施してきたが、近年は基準の超過は見られず数値は安定しているほか、都が別途、大気汚染防止法・ダイオキシン類特別措置法に基づき事業者を指導していることも踏まえ、令和6年度以降の調査は取りやめることとした。 ③新規事業所の申請は無し。
		42	●環境負荷が少ない交通手段への代替促進等による大気汚染の防止	環境政策課	①庁用車における電気自動車及びハイブリッドカーの割合を50%以上にする。 ②庁内向けに市内自転車移動を推進する。 ③低公害車導入補助制度を作る。 ④電気自動車の普及のため急速充電器を整備する。 ⑤市民に自転車移動及び公共交通機関の利用を呼び掛ける。	3	①庁用車53台中ハイブリッド車が4台、電気自動車が3台で割合は13%。 ②第5期国立市役所地球温暖化対策実行計画の中で、市職員は急を要さない近距離の移動はできる限り自転車や徒歩とし、庁用車の利用を控える旨を明記している。 ③低公害車導入補助制度については、国等の補助メニューにあるため、それに乗せする市の補助制度は設けていない。 ④急速充電器及び普通充電器を庁舎駐車場に設置している。 ⑤市民への呼び掛けは特に行わなかったため、今後、国立市地球温暖化対策実行計画に基づき自転車移動等を呼び掛けていく。	3	①庁用車53台中ハイブリッド車が4台、電気自動車が4台で割合は15%。 ②国立市地球温暖化対策実行計画の中で、市職員は急を要さない近距離の移動はできる限り自転車や徒歩とし、庁用車の利用を控える旨を明記している。 ③低公害車導入補助制度については、国等の補助メニューにあるため、それに乗せする市の補助制度は設けていない。 ④急速充電器及び普通充電器を庁舎駐車場に設置している。 ⑤市民への呼び掛けは特に行わなかったため、今後、国立市地球温暖化対策実行計画に基づき自転車移動等を呼び掛けていく。
		43	●屋外焼却や臭気による周辺環境への影響に対する指導	環境政策課	①野焼き苦情への適切な対応。 ②飲食店や事業所の悪臭苦情への適切な対応。 ③農家の野焼きについて南部地域まちづくり課との連携。 ④屋外焼却の禁止について市報やホームページで啓発。	4	①野焼き苦情は年間7件あり、現場確認を行い野焼きを行っている方が特定できた場合には消火するようお願いした。 ②苦情・相談に対し適切に対応した。 ③野焼きの苦情が市に入った際には、南部地域まちづくり課と連携し、対応にあたった。 ④市ホームページにて、屋外焼却の禁止について、注意喚起した。	4	①野焼き苦情は年間6件あり、現場確認を行い野焼きを行っている方が特定できた場合には消火するようお願いした。 ②苦情・相談に対し適切に対応した。 ③野焼きの苦情が市に入った際には、南部地域まちづくり課と連携し、対応にあたった。 ④市ホームページにて、屋外焼却の禁止について、注意喚起した。
		44	●水質汚濁防止に向けた監視・指導	環境政策課	①多摩川、矢川、府中用水(水路)の水質調査の実施。 ②油の流出や魚の大量死等水質事故時の適切な対応。	5	①多摩川水系合同調査を年2回実施、矢川系統水質調査(湧水含む)を年4回実施。環境基準超過はなし。 ②水質事故は発生しなかったが、都が実施する連絡会へ出席し、事故に備えた。	5	①多摩川水系合同調査を年2回実施、矢川系統水質調査(湧水含む)を年4回実施。環境基準超過はなし。 ②水質事故は発生しなかったが、都が実施する連絡会へ出席し、事故に備えた。
		45	●自動車による騒音・振動の監視	環境政策課	①市内主要道路の要請限度調査及び面的評価の実施。 ②自動車騒音振動苦情への適切な対応。	5	①甲州街道、日野バイパス、大学通りの騒音振動調査を実施。自動車騒音の状況及び対策の効果を把握するため、毎年行う常時監視(面的評価)調査を実施し、国へ結果を報告した。 ②自動車騒音振動苦情なし。	5	①甲州街道、日野バイパスの騒音振動調査を実施。自動車騒音の状況及び対策の効果を把握するため、毎年行う常時監視(面的評価)調査を実施し、国へ結果を報告した。 ②自動車騒音振動苦情なし。

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
		46	●事業活動に伴う騒音・振動の発生防止に向けた啓発・指導	環境政策課	①工場、指定作業場、一般の事業所から発生する騒音・振動苦情に対する適切な対応。 ②新規事業者への窓口指導。 ③市報等による啓発の実施。	4	①工場で騒音苦情2件、指定作業場で騒音苦情2件・振動苦情1件、事業所で騒音苦情6件が発生したため、適切に対応した。 ②工場認可申請は0件、指定作業場は2件の設置届出があり、騒音防止等に努めるよう指導した。 ③対象が限られているため、市報ではなく市ホームページにて啓発を行っている。	4	①工場で騒音苦情2件、指定作業場で騒音苦情2件・振動苦情1件、事業所で騒音苦情8件が発生したため、適切に対応した。 ②工場認可申請は0件、指定作業場は3件の設置届出があり、騒音防止等に努めるよう指導した。 ③対象が限られているため、市報ではなく市ホームページにて啓発を行っている。
		47	●日常生活における近隣騒音に対する相談や指導	環境政策課	近隣騒音苦情への適切な対応。	5	生活騒音に関連する苦情については、明確な規制基準がないが、個別ケースごとに、騒音の発生状況を双方にヒアリングし対応した。	5	生活騒音に関連する苦情については、明確な規制基準がないが、個別ケースごとに、騒音の発生状況を双方にヒアリングし対応した。
		48	●土壌・地下水汚染調査の指導	環境政策課	①工場の廃止時等に行われる土壌汚染調査の適切な実施指導。 ②過去に起きた工場由来の地下水汚染の継続監視。	5	①土壌汚染調査届出はなかった。 ②汚染源の工場とその下流域の井戸を主に調査した(13カ所)。汚染源は基準値を下回ってきたが、すぐ下流の井戸(2カ所)は依然として基準超過していた。	5	①土壌汚染調査届出はなかった。 ②汚染源の工場とその下流域の井戸を主に調査した(9カ所)。汚染源は基準値を下回ってきたが、すぐ下流の井戸(2カ所)は依然として基準超過していた。
		49	●電磁波に関する情報の把握および収集や市民への提供	環境政策課	①都や国から提供される情報の把握。 ②インターネット等を活用した定期的な新情報のチェック。 ③市報などによる市民への情報提供。	2	①都や国からの情報提供はなかった。 ②インターネットで、関連する情報については継続的に情報収集している。 ③市ホームページで継続的に周知している。	2	①都や国からの情報提供はなかった。 ②インターネットで、関連する情報については継続的に情報収集している。 ③市ホームページで継続的に周知している。
		50	●市内の低周波音問題についての状況把握および情報収集	環境政策課	①低周波音苦情への適切な対応。 ②国や都が行う研修への参加や提供される情報の把握。 ③インターネット等を活用した新情報の確認。	4	①低周波音苦情はなかった。 ②新しい通知等はなかった。 ③インターネットでの情報収集を行ったが、新たな情報は見つからなかった。	4	①低周波音苦情は1件発生し、適切に対応を行った。 ②新しい通知等はなかった。 ③インターネットでの情報収集を行ったが、新たな情報は見つからなかった。
		51	●継続的な放射線量の監視および、調査結果について市民への情報提供	環境政策課	①定点測定及び市内空間線量の全域調査の実施。 ②市報やホームページによる市民への調査結果の提供。	5	①②東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に伴う市民の放射能に対する不安を払拭することを目的として、空間及び食品の放射能測定事業を実施してきたが、放射能の測定を開始してから現在まで、測定値が基準値を超過したことは一度もないため、定点観測と空間線量の調査は令和4年度以降取りやめることとした。	5	①②東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に伴う市民の放射能に対する不安を払拭することを目的として、空間及び食品の放射能測定事業を実施してきたが、放射能の測定を開始してから現在まで、測定値が基準値を超過したことは一度もないため、定点観測と空間線量の調査は令和4年度以降取りやめることとした。

第4章 資源循環分野

廃棄物や各種資源など、資源の有効利用についての施策です。大量生産、大量消費、大量廃棄によるライフスタイルは、資源の適正な循環を阻害するとともに、生き物や地球温暖化といったさまざまな問題に影響を及ぼしています。このため、5R(リデュース、リユース、リペア、リターン、リサイクル)を通じた循環型社会の形成や水資源を大切にすることで、資源の有効利用に努めていきます。

◆分野の指標

単位:グラム

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	目標 (令和7)
国立市民1人1日当たりのごみ量(g)	698	682	672	658	643	652

※指標は分野を代表するものですが、必ずしも分野の全ての施策に直結しているものではありません

※公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」より引用

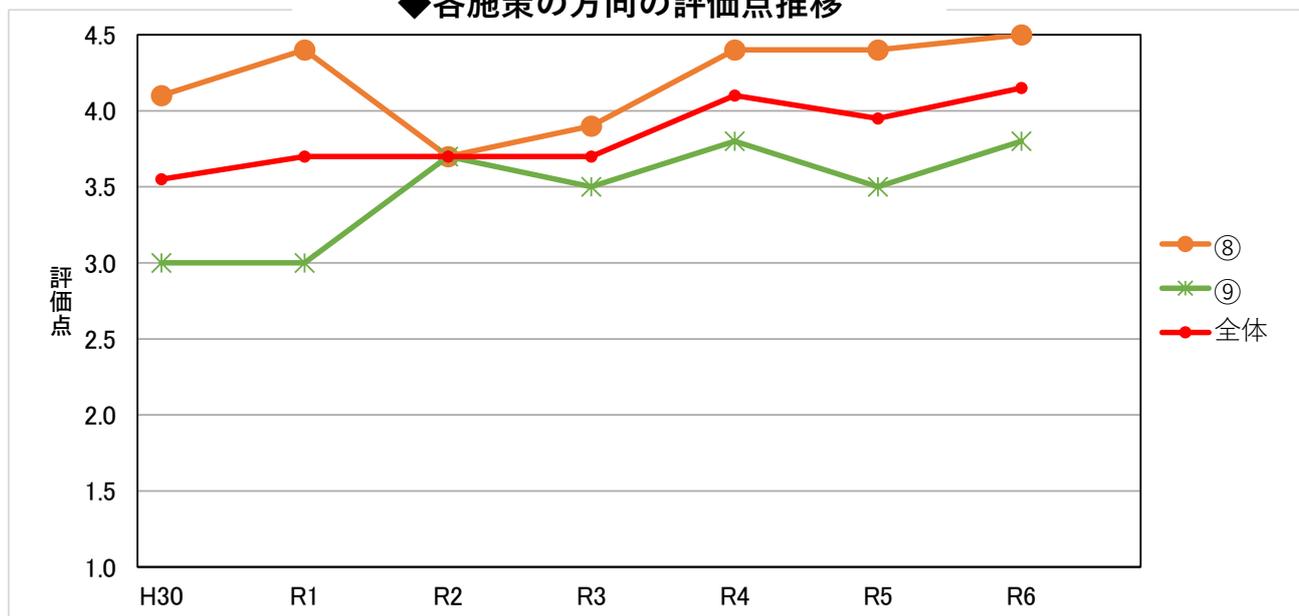
対象項目	施策の方向
廃棄物・資源	⑧5Rの推進に取り組む
水循環	⑨良好な水資源を保全する

◆各施策の方向の評価点推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
⑧5Rの推進に取り組む	4.1	4.4	3.7	3.9	4.4	4.4	4.5
⑨良好な水資源を保全する	3.0	3.0	3.7	3.5	3.8	3.5	3.8
分野全体(各施策の方向の平均)	3.6	3.7	3.7	3.7	4.1	4.0	4.2

※「第4章 実行に向けた取組 進捗状況評価一覧内訳」より

◆各施策の方向の評価点推移



第4章 実行に向けた取組 進捗状況評価一覧内訳

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した 2:5割まで達成できなかった 1:未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由(根拠となる事業など)	評価※	評価の理由(根拠となる事業など)
資源循環						4.0		4.2	
⑧ 5Rの推進に取り組む						4.4		4.5	
		52	●事業系ごみの削減、事業系紙ごみの再資源化の推進	ごみ減量課	①事業系ごみ(可燃持込量)の前年度からの減量 ②一定規模以上の事業所、事業用大規模建築物の所有者からの必要書類の受理 ③一般廃棄物収集運搬許可業者を通じての排出事業者に対する発生抑制・適正排出・再資源化の呼びかけ ④不適正排出事業所に対する適正排出等の指導	5	①R5の事業系ごみ(可燃持込量)は3,246tで、前年度(2,955t)と比べ増加した。 ②一定規模(一日平均排出量100kg)以上の事業所(21者)から「事業系一般廃棄物等の発生及び排出の抑制に関する計画書」の提出を受けた。また事業用大規模建築物(事業用途延床1,500㎡以上)の所有者(69者)から「廃棄物等管理責任者選任届」及び「廃棄物等の減量及び再利用に関する計画書」の提出を受けた。 ③一般廃棄物収集運搬許可業者を通じて、排出事業者が発生抑制・適正排出・再資源化を呼びかけた。 ④不適正排出事業所に対して、事業に応じて適正排出を指導した。	5	①R6の事業系ごみ(可燃持込量)は3,246.9tで、前年度(3,246.4t)と同水準だった。 ②一定規模(一日平均排出量100kg)以上の事業所(21者)から「事業系一般廃棄物等の発生及び排出の抑制に関する計画書」の提出を受けた。また事業用大規模建築物(事業用途延床1,500㎡以上)の所有者(66者)から「廃棄物等管理責任者選任届」及び「廃棄物等の減量及び再利用に関する計画書」の提出を受けた。 ③一般廃棄物収集運搬許可業者を通じて、排出事業者が発生抑制・適正排出・再資源化を呼びかけた。 ④不適正排出事業所に対して、事業に応じて適正排出を指導した。
		53	●生ごみたい肥化容器普及など各種取組を通じた生ごみ減量化の推進	ごみ減量課	①前年度と同水準の生ごみ堆肥化容器購入費助成件数の確保 ②前年度と同水準のミニ・キエーロ(生ごみ堆肥化容器)普及件数の確保 ③生ごみの水切りについて、市報、ホームページ、駅頭広報、ミニ出前講座等で周知	5	①R5の生ごみ堆肥化容器購入費助成件数は7件で、前年度(R4:7件)と同等であった。 ②R5のミニキエーロ普及件数は74件(モニター49件、販売25件)で、前年度(R4:68件)よりも増加した。 ③生ごみの水切りについて、市報、ホームページ、駅頭広報、ミニ出前講座等で周知した。毎年発行しているごみの分け方・出し方カレンダーについては、水切りのイラストを追加し、水切りの重要性を訴求した。 ④R5の生ごみたい肥化資源化事業の収集回数は52回、収集量は5,515kgであった。(対象世帯:51世帯)	4	①R6の生ごみ堆肥化容器購入費助成件数は3件で、前年度(R5:7件)から減少した。 ②R6のミニキエーロ普及件数は33件(モニター16件、販売17件)で、前年度(R5:74件)よりも減少した。 ③生ごみの水切りについて、市報、ホームページ、駅頭広報、ミニ出前講座等で周知した。毎年発行しているごみの分け方・出し方カレンダーについては、水切りのイラストを追加し、水切りの重要性を訴求した。 ④R6の生ごみたい肥化資源化事業の収集回数は51回、収集量は4,549kgであった。(対象世帯:48世帯)
		54	●家庭ごみ有料化(指定有料袋の導入)	ごみ減量課	家庭ごみ有料化の実施	5	H29年9月より家庭ごみの有料化を実施した。	5	H29年9月より家庭ごみの有料化を実施した。
		55	●EPR(拡大生産者責任)の推進	ごみ減量課	関係機関を通じて、国、東京都に対してEPR(拡大生産者責任)の推進を要望	5	関係機関を通じて国、東京都に対してEPR(拡大生産者責任)の推進を要望した。	5	関係機関を通じて国、東京都に対してEPR(拡大生産者責任)の推進を要望した。

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
		56	●(仮称)リサイクルプラザやフリーマーケットを活用したリユースの推進	ごみ減量課	①前年度と同水準のリサイクル家具・自転車販売店舗の確保 ②前年度と同水準のリサイクル家具等販売会開催数の確保 ③前年度と同水準のリサイクル家具・自転車販売数の確保	5	①NPO法人ゆーからでリサイクル自転車及び家具、自転車商組合1店舗でリサイクル自転車の販売を行った。(R4は1店舗) ②リサイクル家具等販売会を2回開催した。(R4は2回) ③リサイクル家具544点、リサイクル自転車90台を販売した。(R4はリサイクル家具506点、リサイクル自転車70台)	5	①NPO法人ゆーからでリサイクル自転車及び家具、自転車商組合1店舗でリサイクル自転車の販売を行った。(R5は1店舗) ②リサイクル家具等販売会を1回開催した。(R5は2回) ③リサイクル家具481点、リサイクル自転車76台を販売した。(R5はリサイクル家具544点、リサイクル自転車90台)
		57	●廃食油の回収や生ごみやせん定枝のたい肥化を通じたバイオマスの利活用推進	ごみ減量課	①前年度と同水準の廃食用油回収量の確保 ②前年度以上のせん定枝等の資源化量の確保	3	①R5の廃食用油回収量は3780で、前年度(R4:3240)より増加した。 ②R5のせん定枝等の資源化量は2.3tで、前年度(R4:6.15t)よりも減少した。 なお、せん定枝等については、数年に一度せん定することもあり、前年度より少なくなったとしても、一時的なものであり、効果が下がるものではないと考える	3	①R6の廃食用油回収量は2090で、前年度(R5:3780)より減少した。 ②R6のせん定枝等の資源化量は1.9tで、前年度(R5:2.3t)よりも減少した。 なお、せん定枝等については、数年に一度せん定することもあり、前年度より少なくなったとしても、一時的なものであり、効果が下がるものではないと考える
		58	●資源物の分別収集・集団回収の推進	ごみ減量課	①前年度以上の資源回収実施団体の確保 ②前年度以上の資源回収量の確保	4	①R5の資源回収実施団体は63団体であり、前年度と同様。 ②R5の資源回収は842tで前年度(R4:898t)よりも減少した。	5	①R6の資源回収実施団体は63団体であり、前年度と同様。 ②R6の資源回収は789tで前年度(R5:842t)よりも減少した。
		59	●プラスチック製容器包装ごみの再資源化	ごみ減量課	①前年度と同水準の資源化量 ②(公財)容器包装リサイクル協会の引取り品質基準「A」評価の継続	5	①R5のプラスチック製容器包装ごみの資源化量は526tで、前年度(R4:530t)と減少したが、資源化率は同水準であった。 ②R5の(公財)日本容器包装リサイクル協会の引取り品質調査の結果は、「A」評価であった。 ③R4より使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収を実施するため、HOYA(株)アイケアカンパニーとの協定書を締結した。 ④R5よりシャンプーボトル等プラスチックの回収を実施するため、ユニリーバ他3社との協定を締結した。	5	①R6のプラスチック製容器包装ごみの資源化量は523tで、前年度(R5:526t)と減少したが、資源化率は同水準であった。 ②R6の(公財)日本容器包装リサイクル協会の引取り品質調査の結果は、「A」評価であった。 ③R4よりHOYA(株)アイケアカンパニーとの協定を締結し、使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収を実施した。 ④R6は花王株式会社と協定し、シャンプーボトル等の使用済み日用品プラスチックボトルの回収を実施した。

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
		60	●グリーン購入の推進	ごみ減量課	市報、ホームページ、出前講座等で環境配慮物品の購入を周知	4	市民に対して、市ホームページ等で環境配慮物品の購入を周知した。	4	市民に対して、市ホームページ等で環境配慮物品の購入を周知した。
				環境政策課	①グリーン購入の調達方針の策定。 ②環境配慮契約の方針の策定。 ③庁内へ向けてグリーン購入についての啓発。 ④物品調達時の環境配慮製品の選択を推進する。	4	①R1に環境省の支援を受けて「国立市グリーン購入基本方針」を策定した。 ②「国立市電力の調達に係る環境配慮方針」を策定し、電気の供給を受ける契約について適用している。 ③庁内研修を開催することはできなかった。 ④公共事業実施時には環境物品（建材等）を調達している。	4	①R1に環境省の支援を受けて「国立市グリーン購入基本方針」を策定した。 ②「国立市電力の調達に係る環境配慮方針」を策定し、電気の供給を受ける契約について適用している。 ③庁内研修を開催することはできなかった。 ④公共事業実施時には環境物品（建材等）を調達している。
		61	●一般廃棄物の中間処理後に発生する焼却灰の適切な利活用推進	ごみ減量課	①前年度と同水準のエコセメント利用 ②前年度と同水準のスラグ利用（※H28.7まで）	3	①東京たま広域資源循環組合（二ツ塚処分場）ではH18年7月から焼却飛灰をエコセメント化している。R5は道路及び下水道整備に17t利用した。減少した理由は、公共工事が少なくなり、エコセメントを使用する機会が減少したため。	3	①東京たま広域資源循環組合（二ツ塚処分場）ではH18年7月から焼却飛灰をエコセメント化している。R6は道路及び下水道整備に利用した。減少した理由は、公共工事が少なくなり、エコセメントを使用する機会が減少したため。
		62	●施設見学会やイベントなどを活用した意識啓発の実施	ごみ減量課	①前年度と同水準の施設見学会の実施 ②前年度と同水準のイベントの実施	4	①環境教育の一環として、環境センター、クリーンセンター多摩川、二ツ塚処分場その他の施設の見学、R5は20団体884人。（R4は18団体1,158人） ②第25回環境フェスタくにたちを開催し、環境問題に関する啓発を行った。（年1回）	5	①環境教育の一環として、環境センター、クリーンセンター多摩川、二ツ塚処分場その他の施設の見学、R6は18団体1,158人。（R5は20団体884人） ②第26回環境フェスタくにたちを開催し、環境問題に関する啓発を行った。（年1回）
		63	●廃棄物減量等推進員の活用	ごみ減量課	①前期と同水準の人数の確保 ②前年度と同水準の活動の実施	5	①令和5年度に44人の市民を第15期廃棄物減量等推進員として委嘱した。（任期：2年間）（第14期は47人） ②環境フェスタ、喫煙マナーアップキャンペーン3回、レジ袋NOキャンペーン計4回イベント参加	5	①第15期廃棄物減量等推進員の任期中（2年目）であり、令和6年度の新たな委嘱等は行っていない。 ②環境フェスタ、喫煙マナーアップキャンペーン3回、レジ袋NOキャンペーン計4回イベント参加
		64	●各主体の協力による販売店での資源物回収促進	ごみ減量課	①販売店での資源物回収を市報・ホームページ等で周知 ②前年度以上の（同水準の）回収店舗数の確保（スーパーマーケット、ごみ減量協力店）	5	①販売店での資源物回収状況を市報・ホームページ等で周知した。 ②前年度と同水準の回収店舗数を維持した。R5.12月より、国立市ごみ減量協力店を廃止し、国立市エコショップ制度へ移行した。（R5:エコショップ42店舗）	5	①販売店での資源物回収状況を市報・ホームページ等で周知した。 ②前年度と同水準の回収店舗数を維持した。R5.12月より、国立市ごみ減量協力店を廃止し、国立市エコショップ制度へ移行した。（R6:エコショップ44店舗）
	65	●ポイ捨てやペットの排泄物の処理などに対する市民の意識啓発や美化活動の推進	ごみ減量課	①路上喫煙禁止区域の指定、路面シールの貼付、路上喫煙禁止の指導（委託）、喫煙マナーアップキャンペーンの実施 ②犬のふん放置について市報、ホームページで啓発、路面シールの貼付	4	①路上喫煙等禁止区域に路上喫煙等禁止及び迷惑喫煙防止の既設路面シールの管理。路上喫煙指導啓発等を実施（委託）。中央線沿線市の統一行動として、市民との協働により年3回喫煙マナーアップキャンペーンを実施した。 ②犬のふん放置に関しては、市報、ホームページで啓発した。	4	①路上喫煙等禁止区域に路上喫煙等禁止及び迷惑喫煙防止の既設路面シールの管理。路上喫煙指導啓発等を実施（委託）。中央線沿線市の統一行動として、市民との協働により年3回喫煙マナーアップキャンペーンを実施した。 ②犬のふん放置に関しては、市報、ホームページで啓発した。	

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
			◎良好な水資源を保全する			3.5		3.8	
		66	●広報活動による節水意識、水の有効利用の啓発など節水対策の推進	環境政策課	市報やホームページによる市民への啓発の実施。	4	市ホームページにて、市民への啓発を行っている。	4	市ホームページにて、市民への啓発を行っている。
		67	●市の施設や公園、公立学校などの公共施設敷地内への雨水タンクなどの雨水貯留装置設置の導入推進	環境政策課	公共施設への設置実績、年間で1か所以上。	2	ヤクルト本社中央研究所から、食品減量を輸送後の空容器を無償提供いただき、雨水タンクとして市民に配布している。市民優先のため新規に公共施設に設置するまでに至らず、既設の雨水タンクは稼働しているが、当年度の新規設置はなかった。	2	ヤクルト本社中央研究所から、食品減量を輸送後の空容器を無償提供いただき、雨水タンクとして市民に配布している。市民優先のため新規に公共施設に設置するまでに至らず、既設の雨水タンクは稼働しているが、当年度の新規設置はなかった。
		68	●雨水浸透ますや雨水貯留装置設置の普及に向けて支援	環境政策課	雨水タンクの無料配布を年間で10件以上。	3	ヤクルト本社中央研究所から、食品減量を輸送後の空容器を無償提供いただき、雨水タンクとして市民に配布している。令和5年度は在庫が発生しなかったため、市民への配布は行わなかった。	3	ヤクルト本社中央研究所から、食品減量を輸送後の空容器を無償提供いただき、雨水タンクとして市民に配布している。令和5年度は在庫が発生しなかったため、市民への配布は行わなかった。
	下水道課			雨水浸透ます設置助成事業及び窓口指導で年間955基以上の設置。	4	雨水流出抑制指導要綱及び排水設備の手続きにおける指導により920基設置した。	5	雨水流出抑制指導要綱及び排水設備の手続きにおける指導により1055基設置した。	
		69	●歩道、駐車場、公園等における透水性舗装の採用の推進	環境政策課	公園や緑道への透水性舗装の導入、年間で1件以上。	3	矢川上公園の園路について、透水性を考慮した修繕を行った。	4	矢川上公園公衆トイレ改築事業に併せ、傷んだ遠路を透水性舗装に改修した。
	道路交通課			H25から、さくら通り改修事業により、歩道と自転車道を透水性舗装に改修する(全延長約1,850m)。	5	第6工区の自転車道及び歩道を透水性の製品を使用して工事し、完成した。	5	第6工区の自転車道及び歩道を透水性の製品を使用して工事し、完成した。	

第4章 地球環境分野

地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題についての施策です。地球温暖化、オゾン層破壊など地球規模の環境問題は、目に見えずわかり難い問題ですが、私たちの行動と密接に関連しています。このため、一人ひとりが対策の必要性について十分理解し、ライフスタイルの見直しなど自分たちにできることから実行することで地球環境の保全に努めていきます。

◆分野の指標

単位: 万トンCO₂

国立市域から排出される温室効果ガス排出量(万トンCO ₂) ※令和6年度末時点の最新値が令和4年値	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	目標(令和12)
		26.0	25.2	25.5	25.5	24.6

※指標は分野を代表するものですが、必ずしも分野の全ての施策に直結しているものではありません

※オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」より引用

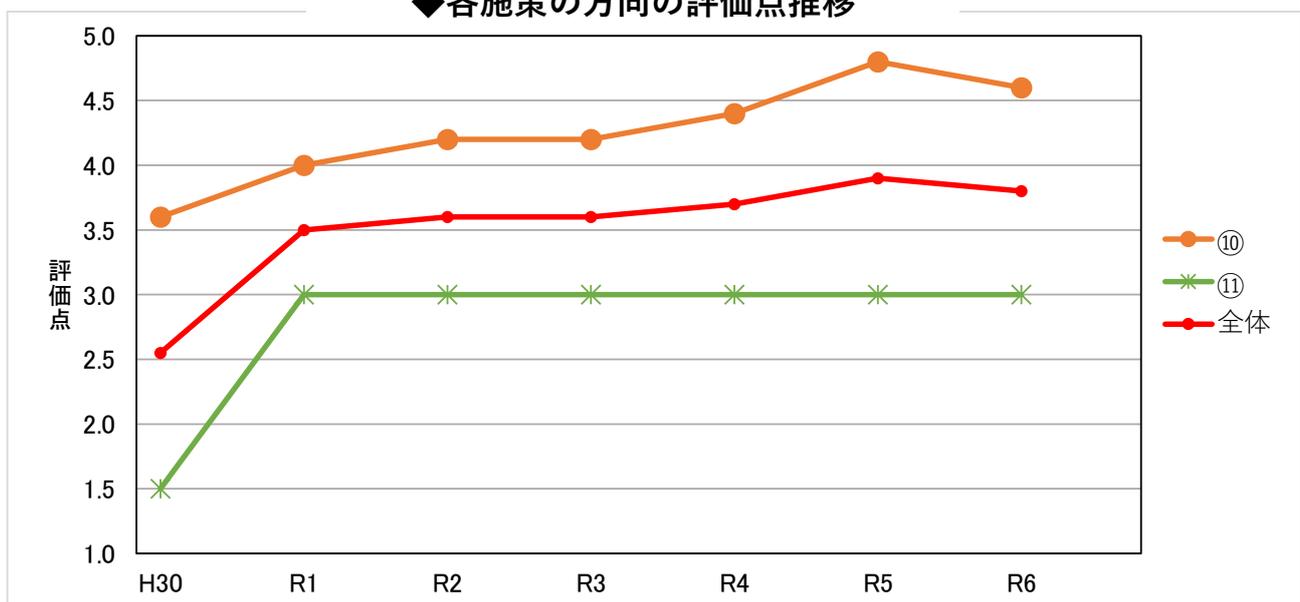
対象項目	施策の方向
地球温暖化、エネルギー	⑩温室効果ガスの削減を進める
オゾン層破壊	⑪オゾン層の保護に努める

◆各施策の方向の評価点推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
⑩温室効果ガスの削減を進める	3.6	4.0	4.2	4.2	4.4	4.8	4.6
⑪オゾン層の保護に努める	1.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
分野全体(各施策の方向の平均)	2.6	3.5	3.6	3.6	3.7	3.9	3.8

※「第4章 実行に向けた取組 進捗状況評価一覧内訳」より

◆各施策の方向の評価点推移



第4章 実行に向けた取組 進捗状況評価一覧内訳

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した 2:5割まで達成できなかった 1:未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
地球環境						3.9		3.8	
⑩温室効果ガスの削減を進める						4.8		4.6	
		70	●市域から発生する温室効果ガスの排出量把握・削減対策の推進	環境政策課	①市域から発生する温室効果ガス排出量の把握。 ②市域全体に対する削減対策を実施。	5	①オール東京62市区町村共同事業で都内の自治体ごとの温室効果ガス排出量が算定されており、冊子「多摩地域の温室効果ガス排出量」により国立市の排出量を把握している。 ②令和5年度の各種補助制度の交付件数について、太陽光・エネファーム等への補助金は49件、住宅の断熱化等への補助金は50件、LEDや冷蔵庫への買換えに対する補助は255件あった。また、申請はなかったもののR5年度より、中小企業者向けに省エネ改修対象の補助制度を新設した。更に、市役所本庁舎と市立小中学校11校で使用する電力を100%再生可能エネルギーのものとしている。	5	①オール東京62市区町村共同事業で都内の自治体ごとの温室効果ガス排出量が算定されており、冊子「多摩地域の温室効果ガス排出量」により国立市の排出量を把握している。 ②令和6年度の各種補助制度の交付件数について、太陽光・エネファーム等への補助金は59件、住宅の断熱化等への補助金は61件、LEDや冷蔵庫への買換えに対する補助は271件、中小企業者向けの省エネ改修補助金は2件あった。また、市役所本庁舎と市立小中学校11校で使用する電力を100%再生可能エネルギーのものとしている。
				道路交通課	市内約5,000基の街路灯を省電力型の街路灯に交換する。(H28目標1500基)(完了年度R2)	5	市内の街路灯のLED化事業は完了しているが、矢川通り等で数ヶ所残っている未交換の街路灯について玉切れの都度交換を実施した。今後も修繕にて交換を進めていく予定である。	5	市内の街路灯のLED化事業は完了した。矢川通り等で数ヶ所残っている未交換の街路灯について玉切れの都度交換を実施し、今後も修繕にて交換を進めていく予定である。
		71	●低炭素社会構築に向けた、市民・事業者の意識啓発、取組支援	環境政策課	①市報やホームページによる意識啓発の実施。 ②市民・事業者向けの低炭素社会構築の取組支援。	5	①市報にて地球温暖化対策に関する特集記事を1面分掲載し、意識啓発を促した。 ②市民向けには地球温暖化対策の補助事業を実施した。またR5年度より、中小企業者向けに省エネ改修対象の補助制度を新設した。	4	①地球温暖化対策に関する市報特集号を発行し、意識啓発を促した。 ②市民・事業者向けに地球温暖化対策の補助事業を実施した。
		72	●市域内への再生可能エネルギーの普及促進	環境政策課	市民・事業者向けの再生可能エネルギー設備導入支援事業の実施。実施している場合は予算全額執行。	4	市民向けにはスマートエネルギー関連システム設置費補助を行っており、予算執行率100%。また、R5年度より、中小企業者向けに省エネ改修を対象とした補助制度を新設した。	4	市民向けにはスマートエネルギー関連システム設置費補助を行っており、予算執行率100%。また、事業者向けには、中小企業者向けに省エネ改修を対象とした補助制度を実施した。
		73	●市の事務・事業から発生する温室効果ガスの排出量把握・削減対策の実施	環境政策課	①国立市役所地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス排出量の集計。 ②排出量を基準年度から66%削減する。 ③排出量削減対策をソフト面とハード面で実施。	5	①市の事務事業から発生した温室効果ガス実質排出量は3174.4t-CO2。 ②基準年度より33.5%の減少。電気使用量は8.7%減少している。 ③ソフト面ではエネルギー供給の逼迫も鑑み、一層の省エネに取り組むよう、エコサポーターを起点に庁内に周知した。また、「国立市ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップ」を策定し、ゼロカーボンシティ実現に向けての検討を行った。ハード面では、公共施設照明のLED化の推進をはかった。	5	①市の事務事業から発生した温室効果ガス実質排出量は3723.2t-CO2。 ②基準年度より21.9%の減少。電気使用量は7.8%減少している。 ③ソフト面ではエネルギー供給の逼迫も鑑み、一層の省エネに取り組むよう、エコサポーターを起点に庁内に周知した。また、「国立市地球温暖化対策実行計画」を策定し、ゼロカーボンシティ実現に向けての目標および施策を定めた。ハード面では、公共施設照明のLED化の推進をはかった。
⑪オゾン層の保護に努める						3.0		3.0	
		74	●オゾン層破壊について、市民・事業者への情報発信、意識啓発	環境政策課	①市報やホームページによる市民・事業者への情報発信と意識啓発の実施。 ②オゾン層破壊についての情報収集。	3	①HPではフロン類がオゾン層に与える影響について情報提供しているが、市報掲載については、社会的注目度や他施策との兼ね合いで優先度が低いと判断し掲載見送り。 ②特段、新しい情報はなく、国や都からも情報提供はなかった。	3	①HPではフロン類がオゾン層に与える影響について情報提供しているが、市報掲載については、社会的注目度や他施策との兼ね合いで優先度が低いと判断し掲載見送り。 ②特段、新しい情報はなく、国や都からも情報提供はなかった。
		75	●フロンの適正な処理についての協力の推進	環境政策課	①法令に基づくフロンの適正な管理や処理について、市報やホームページによる情報提供や意識啓発の実施。 ②フロンの適正な管理や処理についての情報収集。	3	①HPではフロン排出抑制法を含めて、フロン類の温暖化に対する影響について情報提供を実施。市報掲載については、社会的注目度や他施策との兼ね合いで優先度が低いと判断し掲載見送り。 ②インターネットで、関連する情報については継続的に情報収集している。	3	①HPではフロン排出抑制法を含めて、フロン類の温暖化に対する影響について情報提供を実施。市報掲載については、社会的注目度や他施策との兼ね合いで優先度が低いと判断し掲載見送り。 ②インターネットで、関連する情報については継続的に情報収集している。

第5章 取組基盤に関する施策

計画を進めるためには、取組を実践する人を育てるとともに、取組体制を構築する必要があります。第5章は、第4章で示した具体的な取組を推進するため、“取組基盤”に関する施策を示しています。

なお、第5章には第4章の「分野」にあたるものを規定していないことや内容が多岐に渡るため、全体の指標は設定していません。

各項目の「具体的な施策」の評価点の推移を下記に示します。

◆分野の指標

	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	目標

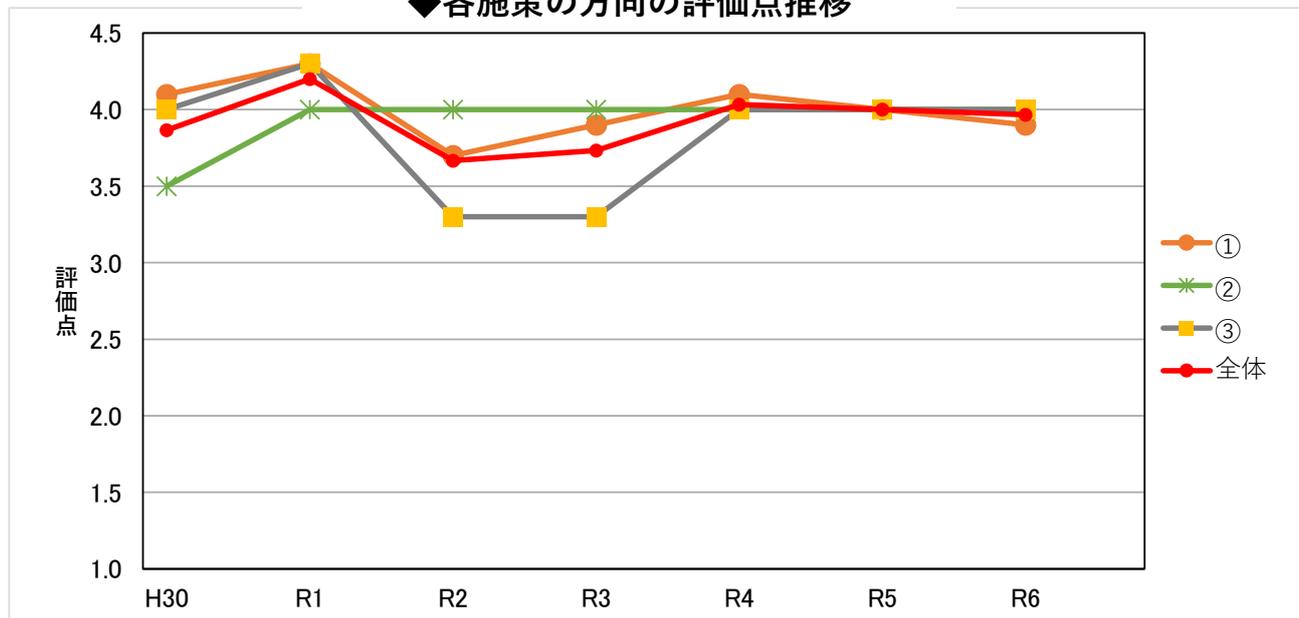
対象項目	施策
市民、事業者、 教育機関、行政	①環境学習・教育を推進する
	②情報の収集・発信・活用を推進する
	③各主体間のパートナーシップを構築する

◆各施策の評価点推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①環境学習・教育を推進する	4.1	4.3	3.7	3.9	4.1	4.0	3.9
②情報の収集・発信・活用を推進する	3.5	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
③各主体間のパートナーシップを構築する	4.0	4.3	3.3	3.3	4.0	4.0	4.0
分野全体(各施策の方向の平均)	3.9	4.2	3.7	3.7	4.0	4.0	4.0

※「第5章 計画の推進戦略 進捗状況評価一覧内訳」より

◆各施策の方向の評価点推移



第5章 計画の推進戦略 進捗状況評価一覧内訳

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した 2:5割まで達成できなかった 1:未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
取組基盤に関する施策						4.0		4.0	
①環境学習・教育を推進する						4.0		3.9	
		76	●市民・事業者を対象とした出前講座の開催	生涯学習課		2	R5年度は環境に関する出前講座を1件実施した。	2	令和6年度は環境に関する出前講座を2件実施した(ごみの分別、災害ごみについて)。
		77	●総合学習の時間や地域活動などを活用した子供への環境教育の機会の提供	教育指導支援課	①野外体験学習、農業体験等、児童・生徒の学年に応じた、環境教育を実施することができたか。 ②環境教育を受けた児童・生徒の割合 ③環境学習をとおして、子どもたちが、環境について自ら学び考える力を身につけることができたか。 ④地域団体や地域の人材を活用することができたか。	4	①教育大綱に示しているとおり、自然に対する豊かな感受性を育み持続可能な社会の担い手となるよう、小中学校のカリキュラムの中で、日光移動教室、野外体験学習、農業体験、地球環境の保全教育、エネルギー教育等を実施している。 ②概ね全ての児童・生徒が何らかの環境教育を受けることができています。 ③環境学習をとおして、SDGsと関連させ自ら学び考える力を身につけた児童・生徒が増えているが、向上余地はある。また、「カーボンハーフスタイル推進資料第4号(東京都教育委員会)」を基に、自然や地域、地球規模の諸課題について理解を深め、自分ができることを考えて具体的に行動することができた児童・生徒の育成を図った。 ④学習内容に応じて、地域団体や地域人材を活用している。	4	①教育大綱に示しているとおり、自然に対する豊かな感受性を育み持続可能な社会の担い手となるよう、小中学校のカリキュラムの中で、日光移動教室、野外体験学習、農業体験、地球環境の保全教育、エネルギー教育等を実施している。更に不登校傾向にある児童・生徒も体験学習に積極的に参加した。 ②概ね全ての児童・生徒が何らかの環境教育を受けることができています。 ③環境学習では、どの学校もSDGsと関連させ、自ら学び考える力を身につけた児童・生徒が増えている。また、「カーボンハーフスタイル推進資料第4号(東京都教育委員会)」を基に、自然や地域、地球規模の諸課題について理解を深め、自分ができることを考えて具体的に行動することができる児童・生徒の育成を図った。 ④学習内容に応じて、地域団体や地域人材を活用している。
		78	●環境関連講演会やシンポジウム等の開催	環境政策課	環境関連講演会やシンポジウム等の開催を年間で2件以上。	4	過年度に公開したくにたち緑のサポーター養成塾ベーシックコースのオンライン動画について、一部編集を行い、再度公開したほか、ベーシックコース受講者向けの追加講習を1回実施した。	4	過年度に公開したくにたち緑のサポーター養成塾ベーシックコースのオンライン動画について、引き続き公開したほか、ベーシックコース受講者向けの追加講習を1回実施した。

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
		79	●自然観察会など教育機関との協働による市民啓発イベントの開催	南部地域まちづくり課	教育委員会と協力し、小学校児童稲作体験学習会を実施する。	4	小学5年生を対象に稲作体験学習会を実施した。 ・稲刈りの実施。市内公立小学校8校の5年生児童が参加。(稲刈り:587名) ・台風2号の影響で、多摩川導入路の一部が決壊したことで、取水が例年どおりできず、児童による田植え作業は中止となった。 ・農業委員による出前授業(ゲストスピーカー):8回実施	4	市内公立小学校8校の小学5年生を対象に稲作体験学習会を実施した。 ・予備日を含め雨天の影響で、児童による田植え作業は中止となった。 ・稲刈りの実施。市内公立小学校8校の5年生児童528名が参加。 ・農業委員による授業訪問(ゲストスピーカー):8回実施
				生涯学習課	郷土文化館において、市内歴史資源を活用した事業を実施する。	4	郷土文化館主催で、くにたち自然クラブ(生き物・自然観察を通じて自然の大切さを学ぶ)、星空ウォッチング、冬の生き物探しなどを実施した。	4	郷土文化館主催で、自然講座、くにたち自然クラブ(生き物・自然観察を通じて自然の大切さを学ぶ)、星空ウォッチング、冬の生き物探しなどを実施した。
		80	●体験学習会などを通じた知識の共有や人ひとの繋がりを作る機会の提供	南部地域まちづくり課	城山さとのいえ事業を推進する。	5	収穫体験や田んぼウォーキング等のイベントを62回開催した。	5	・野菜収穫等のイベントを61回開催した。 ・城山さとのいえが開園10周年を迎えたことに伴う記念イベントを開催した。(来場者数約110名) ・10周年記念として、城山さとのいえ及び目の前の水田を模したレゴブロックを、日本で4人しかいないトップレゴ職人「マスター・オブ・ビルダー」である芸人黒沼氏に制作をしてもらい、イベント当日に市長によるお披露目会を実施した。また、その後本庁ロビーやくにたち旧駅舎へ展示をし、周知を図った。
				南部地域まちづくり課 環境政策課	知識の共有のため体験学習会など人とひとの繋がりを作る機会の提供を合わせて年間で10回以上。	5	市内に自生するカシやコナラ等のどんぐりをテーマとした環境学習会を1回実施した。 過年度に公開したくにたち緑のサポーター養成塾ベーシックコースのオンライン動画について、一部編集を行い、再度公開したほか、ベーシックコース受講者向けの追加講習を1回実施した。	4	果樹の剪定等や土壌改良をテーマとした環境学習会を1回実施した。 過年度に公開したくにたち緑のサポーター養成塾ベーシックコースのオンライン動画について、引き続き公開したほか、ベーシックコース受講者向けの追加講習を1回実施した。

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和5年度		令和6年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
②情報の収集・発信・活用を推進する						4.0		4.0	
		81	●市内外における環境情報の積極的な収集	環境政策課	①多摩26市で組織される東京都市環境・公害事務連絡協議会にて、他市や都の環境に関する情報を収集。 ②インターネットを活用した環境情報の収集。	4	①定例会が年6回開催され出席した。その他にも行財政専門委員会委員を務め、各種研修にも参加した。 ②環境問題について情報収集を適時行った。	4	①定例会が年6回開催され出席した。その他にも指導基準専門委員会委員を務め、各種研修にも参加した。 ②環境問題について情報収集を適時行った。
		82	●ホームページ、SNS、インターネット、広報誌などを利用した各種環境情報の発信	環境政策課	①ホームページの環境情報記事の更新。 ②ツイッターやLINE、メール配信による環境情報の発信。 ③市報による環境情報の発信。	4	①業務の合間を縫ってページのチェックを行い、必要に応じて更新・修正をかけている。 ②補助金情報等についてLINE等で配信を行った。 ③地球温暖化対策に関する特集記事、省エネ対策の各種補助金、太陽光パネルの共同購入などを市報掲載した。	4	①業務の合間を縫ってページのチェックを行い、必要に応じて更新・修正をかけている。 ②地球温暖化対策に関する市報特集号を発行し、市民へと情報を発信した。 ③地球温暖化対策に関する特集記事、省エネ対策の各種補助金、太陽光パネルの共同購入などを市報掲載した。
③各主体間のパートナーシップを構築する						4.0		4.0	
		83	●環境関連団体の支援	環境政策課	①財政的援助を行っている環境関連団体が2団体以上。 ②人的、物的援助を行っている環境関連団体が2団体以上。	4	①未実施。ただし、野良猫の不妊去勢手術補助金や、公園清掃の報奨金を支払っている。 ②水の懇談会、猫のゆりかご、桜守のほか、48の公園において市民で構成される公園協力会	4	①未実施。ただし、野良猫の不妊去勢手術補助金や、公園清掃の報奨金を支払っている。 ②水の懇談会、猫のゆりかご、桜守のほか、45の公園において市民で構成される公園協力会
		84	●国立市環境ネットワーク設立	環境政策課	環境ネットワークを設立し、運営する	5	環境ネットワークを2回開催した。 第1回では、2023年にたち環境ネットのこれからの活動、環境フェスタ出展内容について報告し、意見交換を行った。 第2回では、環境フェスタの振り返り、地球温暖化対策実行計画(素案)、環境基本計画進捗状況報告について報告し、意見交換を行った。 また、環境フェスタにブースを出展した。	5	環境ネットワークを2回開催した。 第1回では、環境ネットのこれからの活動、環境フェスタ出展内容について、意見交換を行った。 第2回では、環境フェスタの振り返り、環境基本計画進捗状況報告、環境ネットのこれからの活動について、意見交換を行った。 また、環境フェスタにブースを出展した。
		85	●市民による各種活動を目的とした、環境関連団体との交流促進	環境政策課	市民と環境関連団体による交流の機会や場づくりを年間で5回以上行う。	3	市民ボランティアやくにたち緑のサポーター養成塾受講者に対し、環境関連講演会に係る情報提供を行った。	3	市民ボランティアやくにたち緑のサポーター養成塾受講者に対し、環境関連講演会に係る情報提供を行った。